

「エネルギー自給率（電力）」の算出方法の変更について

1. 「エネルギー自給率（電力）」の算出方法の変更について

(1) 電力使用量の推計方法の変更

「エネルギー自給率（電力）」は、本市における再エネの導入状況を図る指標として平成27年から採用しており、下記計算式により算出している。

計算式： 福島市内の再エネ発電量／市内の電力消費量

①分母となる「市内の電力消費量」に関して、平成28年の電力自由化以降、平成27年度の電力消費量に毎年県内の変動率を乗じることで推計していたが、実態との乖離が懸念されることから、本年度（令和3（2021）年度）分からは、国が公表する直近（前々年度）の推計値に県内の変動率を乗じて推計することで、数値の信頼性を担保する。

②分子となる「市内の再エネ発電量」のうち、太陽光発電の設備利用率を12%から17.2%に変更する。

これまで本市では太陽光発電による発電量を下記計算式により算出している。

従前： $○○\text{kW} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率} 12\%$
 変更後： $○○\text{kW} \times 24\text{h} \times 365\text{日} \times \text{設備利用率} 17.2\%$

しかし、機器の性能向上等に伴い設備利用率は上昇傾向にあり、国の資料によると、平均で17.2%としており、また県も同様に17.2%を採用していることから、本市においても17.2%を採用する。

※次年度以降についても、国・県の状況を考慮しながら適切に算定を行う。

参考) 令和元（2019）年度の「エネルギー自給率（電力）」を本手法により算出した場合、やや数値が上昇する。従前「30.8%」→ 変更後「31.0%」

(内訳)

上記①により、分母が9%増大 (1,781,533→1,947,752)。

上記②により、分子が10%増大 (548,481→603,231)。